

07春監監第311号
令和8年3月30日

春日市議会議長 様
春日市長 様

春日市監査委員 松 尾 英 二
同 原 克 巳

令和7年度財務監査（事務監査）の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき下記のとおり財務監査（事務監査）を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査基準への準拠

本監査は、春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

(1) 所管

こども支援部（こども未来課、子育て支援課）、議会事務局（議事課）、会計課、監査委員事務局

(2) 内容

令和6年度（出納整理期間を含む。）における財務に関する事務の執行

3 監査の着眼点

監査の対象について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の主な実施内容

(1) 監査対象所管から提出された調書の確認

釣銭等現金保管残高確認書及び前回監査指摘事項の措置状況

(2) 監査対象所管から提出された事績の確認

調定・収入伝票、支出負担行為書、業務委託、補助金交付などの財務事務に関する起案文書、契約書等

(3) 財務会計システムの記録等の確認

(4) 関係職員への質問、事情聴取

5 監査の実施場所及び日程（期間）

(1) 場所

春日市役所監査委員事務局執務室

(2) 日程

令和8年1月23日から令和8年3月25日まで

6 監査の結果及び意見

監査の対象となった事務の執行については、次に掲げる事項を除き、おおむね適正に実施されているものと認められました。

(1) こども未来課（昇町保育所）

次の備品等の購入について、請書が見当たりませんでした。請書を徴取する基準である「10万円以上」は、発注単位で判断する必要があります。請書は、受注者が発注者からの注文を承諾したことを示す書類です。確実な履行を促すためにも請書の徴取漏れに注意してください。

ア 備品購入費

(ア) 保育所室内遊具（プレイハウスセット）165,000円

(イ) 保育所用備品（扇風機）171,600円

イ 消耗品費

(ア) 給食用食器115,830円

(イ) 保育室設置用ネットワークカメラ121,528円